公家町の災害と防災―内裏(仙洞・大宮) 御所をめぐって―

Disaster and Disaster Prevention of Imperial Court Town: Imperial Palace (Omiya Palace and Sento Palace) as an Object of Research

冷泉 為人 (財団法人 冷泉家時雨亭文庫)

REIZEI Tamehito (Chairman of the Board Directors of Reizeike Shiguretei Bunko Foundation)

Present Kyoto Imperial Garden was built comparatively newly.

Many Imperial Courts' house was located centering on Kyoto Palace and Omiya Palace in Kyoto Imperial Garden till modern times. It was transfering the capital to Tokyo from Kyoto, and many Imperial Court moved to Tokyo in 1869. As a result, the circumference of Palace was improved and it became present Kyoto Imperial Garden.

The Imperial Court town of the Edo period suffered a great deal of damage according to the fire, the earthquake, etc.repeatedly. Especially the conflagration of 1708 burned the large area of the Imperial Court town and the circumference. The Imperial Court town was equipped with fire extinguishing system and disaster prevention system after the conflagration of 1708.

Ⅱ 序─公家町について─

江戸時代、内裏(仙洞・大宮)御所を中心とする公家町の最も大きい災害は火災であり、これにつづくものが地震である(以後、内裏(禁裏)御所を内裏とし、同様に仙洞御所・大宮御所も仙洞・大宮とする)。

研究当初は、火災に焦点を絞って資料採取や研究を進めていたので、「公家町の火災と防災」として考えていた。ところがその内に、地震についての資料、研究報告のあることや、内裏に「地震殿」の存在することを知るに及びそれを無視することができず、火災に地震を加えた「公家町の災害と防災」として考察することにした。しかしさらに研究を進めていくうちに、内裏・仙洞・大宮を中心とする公家町の地震による被害はそれほどに大きいものでないことが知られた。そこで、公家町の災害といえば、火災だといっても過言ではないだろうと確信したが、今回の小稿では、公家町の火災を中心にしつつ、研究テーマを一度変更したままの「公家町の災害と防災」で研究を進めることにした。それは、内裏の地震対策として避難御殿の「泉殿代」「地震殿」が建造されていることを報告しておきたいと考えるからである。そしてさらに内裏火災後における公家町の整備及び拡張にみる、防災という観点から公家町を考察することにする。

「公家町」を、まず、確認しておく(資料1「公家町の地図」を参照)。江戸時代の公家町は、 内裏を中心として、上皇や法皇などの院御所である仙洞、先帝の皇后である皇太后の御所である 大宮があり、これらを囲むように近衛家、九条家、鷹司家、二条家、一条家などの五摂家や、有 栖川宮、桂宮、伏見宮などの宮家に、公家達の邸宅が建ち並んでいた。

内裏は江戸時代に、慶長度、寛永度、承応度、寛文度、延宝度、宝永度、寛政度、安政度の八回にわたって造営が行われている。この内中期から後半期にかけての六回は火災による新造営である。さらにこれら八回に及ぶ新造営のうち、注目されるのが宝永五年 (一七〇八) 度造営である。この宝永の大火後、内裏新造営及び公家町復興が協議され公家町が再編された。つまり烏丸通以東、丸太町通以北の数町の民家を鴨川東、仁王門付近に移転させ、その跡地を公家町とした。その結果、公家町が拡大したと同時に、今日の京都御所(京都御苑)の規模がこの時に出来上がったのである。すなわち北は今出川通、東は寺町通、南は丸太町通、西は烏丸通で、一周するとほぼ四キロメートルになる。

明治二年(一八六九)、明治天皇は東京に遷られた。いわゆる東京遷都である。これによって 五摂家や宮家をはじめ、多くの公家達は御供をして東京に遷っていった。その後の跡地は整理されて芝生になり、「京都御苑」として現在にいたっている。

この結果、江戸時代の建造物で現在の京都御苑内に残っているものは、「京都御所」「大宮御所」 (安政度造営時には仙洞御所は造営されなかった)の二つの御所の他、桂宮邸の門と築地塀及び その敷地、公家の敷地内にあった神社である。九条邸の厳島神社、花山院邸の宗像神社、西園寺 邸の白雲神社などや、近衛家の池、九条家の庭園と茶室、懸井、祐井などを残すのみである。た だ、江戸時代の公家住宅として完全な姿で唯一現存するのが、今出川通りを挟んで北側に位置す る冷泉家住宅である。

さらに京都御所(内裏)の殿舎のうち、小御所は、安政二年(一八五五)の造営ではなく、昭和二十九年(一九五四)八月十六日、鴨川で打ち上げられた花火の飛火によって炎上し、その後の昭和三十三年に再建されたものである。

2 公家町(内裏、仙洞、大宮御所)の火災と地震

①内裏の火災と再建

江戸時代の内裏の造営は、1. 慶長度、2. 寛永度、3. 承応度、4. 寛文度、5. 延宝度、6. 宝永度、7. 寛政度、8. 安政度の八回行われている。八度のうち1. 慶長度、2. 寛永度の造営は旧殿を取壊して内裏を新造営している。それ以降の六回、すなわち3. 承応度から8. 安政度までの造営は、すべて火災の焼失による新造である。

1. 慶長度御造営は、すでに古く『安政度御造営誌』に記述されているが、色々と疑問点が指摘されており、その詳細については不明瞭な点があるとされる。この慶長度御造営は、取壊しによ

1111

る内裏の新造営であったので、前の天正度造営の紫宸殿は泉涌寺の海会堂(現存せず)に、清涼 殿は金地院崇伝の働きかけで南禅寺に移され大方丈となった。

2. 寛永度御造営は、明正天皇のための新内裏造営であった。女院御所(内裏の北殿)を修理して、新内裏造営中の仮内裏とした。他の多くの殿舎は取壊して諸所に下賜された。たとえば紫宸殿は仁和寺の金堂に、清涼殿の古材は同じく仁和寺の御影堂と近江の正明寺に下賜された。東福門院の女院御所の宸殿は大覚寺の宸殿に移された。またこの寛永度御造営の総奉行が小堀遠州であったため、武家風の趣好がかなり濃厚に出ているという。江戸時代の内裏にあって一大特色を示すものである。たとえば御学問所の東に、能舞台や楽屋を設置していることがそれである。これは明らかに能見物を想定して建てられたものである。このように、被災後の再建、復興においては、それを担当する総責任者、総指揮者、あるいは復興理念及びシステムなどが大きな意味を持つということを明確に示しており、注目すべきことである。

天正度、慶長度、寛永度の内裏造営はおおよそ二・三〇年の間隔で造替がなされている。これはおそらく式年御造営的な意味で新造営が行われたと考えられる。したがってこれら三回の造替は政治的な意図が大きかったと指摘されている。しかし承応度以降は全く事情が異なり、火災後の再興である。江戸中期以降においては幕府財政の逼迫から、旧殿舎を取壊しての造替は、到底許容されるものではなかったのであろう。したがって承応度造営からは火災後の内裏新造営となったのである。

3. 承応二年(一六五三)六月二十三日の火災は、午刻(正午)頃に内裏の御清所(貴人の食事を整えるところ)より出火した。『禁中炎上屋敷絵図』を見ると、炎上したのは内裏とその西につづく公家の家数軒だけである。仙洞・新院・女院の三御所は炎上しなかった。

この承応度御造営で、その主要殿舎を銅瓦葺としたことは、防災の観点から注視すべきことである。しかしその効果もなく、数年ののち万治四年の大火にひとたまりもなく内裏は炎上してしまった。この「銅瓦葺」がどのようなものであったのか、そして大火の時どうして銅瓦葺が有効に機能しなかったのかを科学的に検討する必要がある。

4. 後西天皇の万治四年(一六六一)正月十五日、関白二条光平室賀子内親王家より出火。内裏を始め、後水尾院の仙洞御所、東福門院の女院御所、明正院の新院御所等が炎上した。火元の関白二条光平邸をはじめ、公家の邸宅一一九、社寺一六、町家五五八を焼失した大火であった。

これほどの大火であったのにもかかわらず、幸いにも西御唐門、御輿宿、御文庫、北女中雑蔵の四棟と、塀(築地塀)などが焼け残った。これらの焼失を免れた原因は何かを検討することが大事。ここでも御文庫、雑蔵、築地塀などの土蔵造が残っているので、土蔵造は防火には有効であることが知られる。これは前の承応二年の火災の時においても、同様に御文庫、御蔵、塀など

が焼け残っている。

さらに寛文三年(一六六三)に後西天皇が譲位する時、築地之内に明地がなかったので、内裏の南にあった二条家の屋敷地を築地之外へ移転させている。つづいて延宝元年(一六七三)からはじめられた後西院御所造営のため、院御所の南にあった頂妙寺を鴨東へ移転させている。

5. 寛文十三年(一六七三)五月八日に、内裏は江戸時代になって三回目の火災にあった。これは未明丑刻(午前二時)、内裏の東南の関白鷹司房輔邸より出火。内裏をはじめ、仙洞御所(後水尾院)、女院御所(東福門院)、新院御所(後西院)などが炎上した。さらに左大臣九条兼晴邸をはじめ、多くの公家邸宅を焼失し、町数一三〇、町家一三〇〇余を焼き尽くす大火であった。しかしこれほどの大火であったにもかかわらず本院御所(明正院)の中程から北側は焼失を免れた。その他御文庫三棟が焼け残った。

明正院の御所の北側半分が焼け残ったのはどうしてであろうか。風向きによるものであろうか、 消火が有効に機能したためであろうか。これらは今後の検討課題である。

6. 東山天皇の宝永五年(一七〇八)三月八日午刻(正午)、油小路姉小路の銭屋市兵衛宅より出火。西南の風が強く吹いたため、火はたちまち東北に燃え広がり、内裏をはじめ、仙洞(霊元院)、女院(新上西門院)、東宮(慶仁親王)、中宮(皇后幸子内親王)、女一宮(後光明院女一宮孝子内親王)などの御所を焼き、左大臣九条輔実邸、前関白鷹司兼熈邸などの多くの公家邸宅をも焼失した。およそ北は今出川通より南、東は鴨川より西、南は四条通より北、西は堀川より東の広大な地域が灰燼に帰した。

大火と気象との関係が課題となるであろう。そしてさらにこの宝永の大火後の、内裏新造営や 公家町の復興において、防災の観点から公家町の拡張という公家町再編がなされた。注目すべき ことである。これについては後述することになる。

7. 天明八年(一七八八)正月晦日の未明五時頃、どんぐり橋近くの鴨川東宮川町団栗図子の空家(建仁寺町通四条下ル二丁目辺り)より出火した火は大火となった。「天明の大火」という。翌二月一日は一日中燃えつづけ、二月二日の明け方にようやく鎮火した。洛中、京都の中心部のほとんど全てを焼き尽くした大火で、応仁の乱以来といわれる大惨事であった。北は鞍馬口通、東は鴨川の東、南は七条通、西は千本通までが焼けた。

この天明の大火の再建、復興の特色は、平安朝古制を用いたことである。総奉行となった老中 松平定信は柴山栗山と裏松固禅を登用し、固禅の『大内裏考証』に基づいて、紫宸殿や清涼殿等 の一部や飛香舎を、平安朝の古制に戻して復興、再建したのである。

8. 孝明天皇の嘉永七年(一八五四)四月六日の午刻(正午)、女院御所の局から出火。またたく間に仙洞御所は炎上し、火は内侍所、紫宸殿などに移って、ついには内裏、女院御所にまで広



がり、殿舎はことごとく炎上した。火は内裏や仙洞御所などに止まらず、一条家、烏丸家に及び 公家邸宅の多数を焼亡させ、さらに町家にまで飛び火した。北は今出川通、東は不詳、南は下立 売下ル、西は千本通まで焼失した。この火災にあっても、御蔵十二個は焼け残っている。

またこの安政度造営では、前回の寛政度造営に倣っている。そして上皇が不在であったので仙 洞御所の再建はなかった。

以上、江戸時代の内裏並びに公家町の火災とその復興、再建の概要をみたが、当然のことながらこれ以外にも京都には度々火災が起っている。そのなかで大火であったのが、「西陣焼け」(享保の大火)と「どんどん焼け」(蛤御門の変)の二つの火災である。これらの大火には内裏は被災しなかった。殊にどんどん焼けは長州藩と会津、薩摩、幕府連合軍が京都御所の蛤御門、堺町御門附近で戦い、長州藩が敗北した時の火事である。この時、長州藩邸や堺町御門から火の手が上がった。市中はたちまち猛火に包まれ、町家や寺社などを焼き尽くす大惨事になった。現在の中京区と下京区のほとんどが罹災した。東本願寺、本能寺、六角堂などは焼失したが、京都御所、二条城、西本願寺は被災していないのである。この大火の要因のひとつに北風の強く吹いたことがあげられている。北風が強く吹いたことによって京都御所は被災しなかったことを象徴的に語っているのであろう。

②京都の地震は、1. 慶長伏見地震(慶長元年・一五九六)、2. 慶長地震(慶長九年・一六〇五)、3. 寛文地震(寛文二年・一六六二)、4. 宝永地震(宝永四年・一七〇七)、5. 寛延地震(寛延四年・一七五一)、6. 文政京都大地震(文政十三年・一八三〇)、7. 安政南海地震(安政元年・一八五四)などが数えられている。これらの地震による大きな被害の記録はそれほどに大きくない。ただ3. 寛文地震は、公家町に少々の被害のあったことが報告されている。たとえば小さな被害、土蔵が崩れたり塀が壊れたりした程度の災害であった。またこの他では6. 文政京都大地震が注目される。それはこの地震後に内裏内庭に独立した「泉殿代」という地震避難御殿が建てられたことである。この御殿は幸いにも嘉永七年(一七五四)の大火には罹災を免れ、安政度造営には修理の手が加えられただけで引継がれている。そしてさらに新たに皇后御殿の内庭に泉殿より規模は小さい「地震殿」が造営された。したがって現在の京都御所には、「泉殿」と「地震殿」という地震避難御殿がある(堂岡實氏論文「京都御所の地震御殿」、『普請』29 号、京都伝統建築技術協会参照)。

3 江戸時代の京都及び内裏の防災

江戸時代の消火活動は基本的に、破壊消防と放水消防であった。それを知る京都における最古

の文書は、元和六年(一六二〇)三月の、上京区竹間学区の冷泉町のものである。「一、自然火 事出来仕候時、亭主~~手桶ヲ持、火ノ本へ可寄候、若初中後其所え不出人ハ、くわせんとして 銀子卅枚可出候事」「一、借屋衆之御出なく候ハゝ、くわせんとして銀子拾枚御出し可有事」「一、 火事出来仕候家は、こくちより弐間め迄惣町中として家ヲこほしきり後に、惣中より本之ことく すこしも無相違立なをし返し可申候事」などがそれで、町役八人が連署した申合せ書である。こ れにより、まず、当時の消火は放水消防と破壊消防の両様であったことが知られる。家屋を破壊 して消火した時はその消火後に、「本之ことくすこしも無相違立なをし返し可申候」とあるよう に元通りに町中が責任を持って建直すことになっている。そしてさらに消火活動に出なかった者 には、「過銭」という罰金が科された。反対に報奨金の出たことがあった。享保七年(一七二二) 十一月二十七日夜、猪熊御池下ル町で火事が起った。二条城近辺のことであったのでことのほか 大騒ぎになったが、まもなく消火して大事には至らなかった。この火事で、まず町内の人々がか けつけほとんどを消火し、そのあと常火消衆が残火を消火したという。そこで翌日直ちに、出火 を見つけ皆に知らせた者、水を持ってかけつけた者、屋根にかけ上がり消火をした者などに、そ れぞれ鳥目二貫文が褒美としておくられたという(『京都の歴史 第六巻』参照)。ここにも放水 消火の方法と、初期消火は町内の人々が担当しその後は常火消が行うという消火組織の一端が窺 える。さらに木造建築の都市における建造物を火災から守っていく知恵と努力、町内組織の自衛 消防を見ることができる。

内裏と二条城は京都における最大重点建造物であり、大名火消が担当した。この大名火消は、元禄三年(一六九〇)に畿内近国小藩で勤める京都火消御番として開始され、その後二度の制度改革を経て、享保七年(一七二二)に膳所、淀、亀山、郡山の四藩が勤めた京都火消役である。つまり京都大名火消は、京都常火消と禁裏御所方火消が合体した火消である。これら四藩のうち江戸に参勤していない二藩が半年交替で担当している。当番藩はそれぞれに消火要員を京都屋敷に常駐させていることが義務づけられていた。また四藩の内で然るべき事情で御役を免除される藩のあった時は、高槻、篠山藩が代行することになっていた。

そして元禄三年までは大名火消制度はなかったのである。その時の大火時には京都周辺の諸大名がかけつけており、さらに特定期間中は臨時に火消役に任命されることがあった。通常の京都における大火では、月番の町奉行、京都火消役の火消衆が出勤し、これに場所柄や火災の規模に応じて、所司代、非番の町奉行、京都代官小堀、大工頭中井、高瀬川支配の角倉が出動し、また、上方目付が在京している場合は、目付二人も出動したという。いずれにしても京都火消役は、内裏、二条城の消火、防災のためのものであったといっても過言ではない(藤本仁文氏論文「近世京都大名火消の基礎的考察」〈史林八八巻二号〉を参照)。さらに内裏の消防における所司代と町



奉行所の役割分担などについては丸山俊明氏の「江戸時代の京都の消防の研究ー~五」(『日本建築学会計画系論文』五七三、五七九、五九一、五九四、六〇四号)に詳述されている。

4 結論(公家町の再編―消火・防災システムの確立と教育)

宝永の大火後に公家町は再編された。この公家町再編は、以後の消火、防災システムの確立と その教育に有効な施策があった。

宝永の大火以前の公家町には本格的な消防体制は整っていなかった。前述のとおり元禄三年に やっと大名火消制度が出来上がったということである。それ以前にあっては、防火対策として、 火の用心を徹底することの「触」を出すことが唯一の手段であった。火事を出さないことの注意 であった。また延焼を防ぐための対策として、殿舎、建造物の難燃化を図ることに努力している。 つまり①殿舎間の間隔を広くする、②銅瓦葺、あるいは桟瓦葺にする、③築地の垂木を漆喰で塗 り込める、などの方策がとられた。

これらの内①殿舎間の間隔を広くとることについては、殿舎の規模を小さくして殿舎間を広くしたりしている。屋敷地間に新道を通して火除地として防火帯とする。さらには明屋敷地、明地、広小路などを設置して火除地としている。今ひとつ注目されることは「築地之内」の拡張である。たとえば前述のとおり、寛文三年(一六六三)摂家二条家を「築地の外」へ移転させ院御所の用地としている。延宝元年(一六七三)からはじまった後西院御所造営にあっては頂妙寺を鴨東へ移転させて用地を確保している。このように必要なものを必要な時に随時設置調達するという部分的なことが講じられていたにすぎない。本格的な消火、防災は不十分であったといわざるをえない。それがなされたのは、宝永大火後の公家町再編であった。

公家町復興、再編は、宝永大火のあった宝永五年(一七〇八)三月八日の三日後の、武家伝奏 高野保春、柳原資廉から各公家に伝えられた「触」ではじまった。焼失した屋敷地における本格 的な普請の禁止である。ここに内裏、公家町の本格的な復興、再編が協議されることになった。 これはまた内裏、公家町の本格的な消火、防災対策ともなったのである。

宝永大火後の公家町再編にみる特色を列記すると次のとおりである。

- ①「築地之内」、二階町、梨木町の道路が拡幅された。
- ②南門前の東西道が直線道路となった。
- ③「築地之内」が丸太町通付近まで拡張された。
- ④「築地之内」の西端及び南端に大規模な明地が設けられた。
- ⑤日御門通(内裏東側の南北路)、二階町西頰の屋敷地(日御門通の二筋東の道路)が撤去された。

- ⑥内裏、院御所がそれぞれ拡張された。
- ⑦公家の屋敷地替えが行われた。

以上のように公家町再編に伴ない種々の改変が行われた。そのなかでも、①道路の拡幅、③公家町の拡張、④明地の設置などが注目される。①道路の拡幅は、二階町通と梨木町通が両道とも二間から二間半を八間半に広げ、日御門通の八間が三十間に拡張された。③公家町の拡幅は、仙洞の南に位置する三道路、院参町通、武家町通、椹木町通あたりまでであったのがさらに南の丸太町通までに拡張された。そしてその丸太町通、烏丸通に面した所に大規模な④明地が設けられたのである。

また明地については、元禄三年に町人地の防火対策に関して老中から町奉行への指示のなかに、町内に設ける火除地を明地と称しているので、明地は防火対策の火除地であったことは明らかである(登谷伸宏氏論文「公家町の再編過程に関する基礎的考察―宝永の大火と公家町再編に関する研究 その――を参照」。

*)印は九門 この九門の内が「築地之内」、外が「築地之外地」 △印は御花畑、女院御所旧地 (北) 今出川通 日御門通 計級 中筋通 二階町通 梨木 東 町 梨木町通 神亭1 45 (西) 1 0 丸 诵 F) 東殿町通田武家町通) 44 (南) 海風湖 竹屋殿 (3) 丸 严凌就 太 九体联 花山院教人 町 189 0 👺 E-0-2 通

資料 1.宝永 5(1708)年の公家町